

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
9月8日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………一
  - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
保安林指定の解除（美祢市）（森林整備課）……………三
  - 解除予定保安林（山口市）（森林整備課）……………三
  - 萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）……………四
  - 長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）……………四
  - 柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）……………四
  - 美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）……………四
  - 山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）……………五
  - 大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに東和都市計画都市計画区  
域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）……………五
  - 田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）……………五
  - 平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）……………五
  - 特定建設工事共同企業体的一般競争入札の参加資格の審査（建築指導課）……………五
  - 教委公告
    - 契約の締結……………六
    - 人委規則
      - 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………七
      - 選管告示
        - 不在者投票のできる介護医療院の指定……………七

### 山口県告示第三百二十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年九月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 セントラル硝子株式会社

住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場

所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (N <sup>m</sup> /時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当たりの使用時間
二七一ヌ	一五	令和二、一〇、一	令和三、八、三一	令和三、九、一	連続二四時間 変動なし

備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。



種 類	項目	汚水等の汚染状態の値			汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数) 最大	化学的酸素要求量 (mg/l) 最大	浮遊物質 質量 (mg/l) 最大	
中和槽	処理前	一〇	八	七	一四、〇〇〇
	処理後	八	〃	七	七、五〇〇
	処理前	一	〃	七	八、〇〇〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構造	能力 (t/日)	処理の方式	間使用時間 隔間	一日当たり の使用時間	概季節的変動の 要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
沈殿池	素掘り	一九、二〇〇	凝集沈殿	〃	〃	〃			
中和槽	コンクリート製	一四、四〇〇	凝集沈殿	〃	〃	〃			

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水素イオン濃度 (水素指数) 最大	化学的酸素要求量 (mg/l) 最大	浮遊物質 質量 (mg/l) 最大	空 室 の 値	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
二七一ヌ	三	四、三	七	一〇	五
〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

凝集沈殿槽	沈殿池		凝集沈殿槽		処理後
	処理前	処理後	処理前	処理後	
八・四	〃	〃	九	八・四	九
九〃七	〃	〃	一二〃九	〃	一〇〃七
〃	七	〃	〃	〃	〃
二〇	〃	〃	二二	一八	〃
一六	〃	〃	一八	一六	〃
二五	〃	一、〇〇〇	六、〇〇〇	二五	〃
〃	〃	〃	五〇	〃	〃
五六	〃	〃	八〇	五九	〃
〃	〃	〃	〇・四	〇・三	〃
一	〃	〃	五〇	〇・九	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
二、六九一・二	二、八五三・七	〃	一、六八三・五	九、三九七・七	〃
一六、三七〇・一	〃	〃	一七、四一四・二	一三、八一	一四、八五五・一

No. 3 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通	最大	通	最大	
八・四	水素イオン濃度 (水素指数)	九〃六	化学的酸素要求量 (mg/l)	二〇	一四、四一三・六一六、三七〇・一
九〃六	浮遊物質量 (mg/l)	一六	窒素 (mg/l)	二八	〃
七	窒素 (mg/l)	二五	燐素 (mg/l)	〇・三	〃
二〇	ふっ素 (mg/l)	一四	〃	一	〃

山口県告示第三百二十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和二年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

びにベンゼン

- 一 形質変更時要届出区域
  - 下松市大字東豊井字宮浦七四九の七の一部、七五一の三の一部及び七五五の一の一部、字宮ノ洲六三三の四の一部並びに字宮ノ洲浜七五七の一の一部及び七六三の二の一部
- 二 特定有害物質の種類
  - シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並

- 一 解除に係る保安林の所在場所
  - 美祢市西厚保町原字黒木一一二二九の二、一一二二八の二
- 二 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
  - 指定理由の消滅

山口県告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

令和二年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所  
山口市阿知須字焼野道ヨリ北山一三八九の一五六、一三八九の一五七
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

山口県告示第三百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び萩市土木建築部都市計画課に備えて縦覧に供する。

令和二年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課に備えて縦覧に供する。

令和二年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第三百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画・建築課に備えて縦覧に供する。

令和二年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第三百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び美祢市建設農林部建設課に備えて縦覧に供する。

令和二年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第三百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。  
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。  
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び周防大島町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和二年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び田布施町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和二年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。  
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び平生町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和二年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第三百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学厚生棟機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県立大学厚生棟機械設備工事

- (一) 工事場所 山口市桜島六丁目及び宮野地下地
- (二) 工事の概要

構	造	延	べ	面	積
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下一階地上二階建		一、六〇六平方メートル			

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和二年九月七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

- (三) 持参し、又は郵便により提出するものとする。
- 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

申請書等の提出期間及び時間  
令和二年九月二十八日から同年十月一日までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年十月十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三三〇）にすること。



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和二年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

教育庁教育政策課 山口市滝町一番一号

二 随意契約に係る物品等の名称及び数量

学習者用タブレット端末 千三百九十二台

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和二年八月十七日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

NTTビジネスソリューションズ株式会社 大阪市北区大深町三番一号

六 契約金額

六千九百七十二万七千六百八十円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第  
三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政



職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月八日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十八号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号）の  
一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

（特定退職者に関する暫定措置）

4 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四に規定する期間  
内に退職した者に対する第八条の二及び第二十五条第一項の規定の適用については、  
第八条の二中「次」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）  
附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分  
に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次」と、第二十五条第一項中  
「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）」とあるのは「雇用保険法施行  
規則」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の退職手当の支給に関する規則の規  
定は、令和二年五月一日から適用する。



### 山口県選挙管理委員会告示第六十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者  
投票のできる介護医療院を次のとおり指定した。

令和二年九月八日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

たけひさ介護医療院 下関市武久町二丁目五三番八号 令和二、八、二七

令和二年九月八日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁